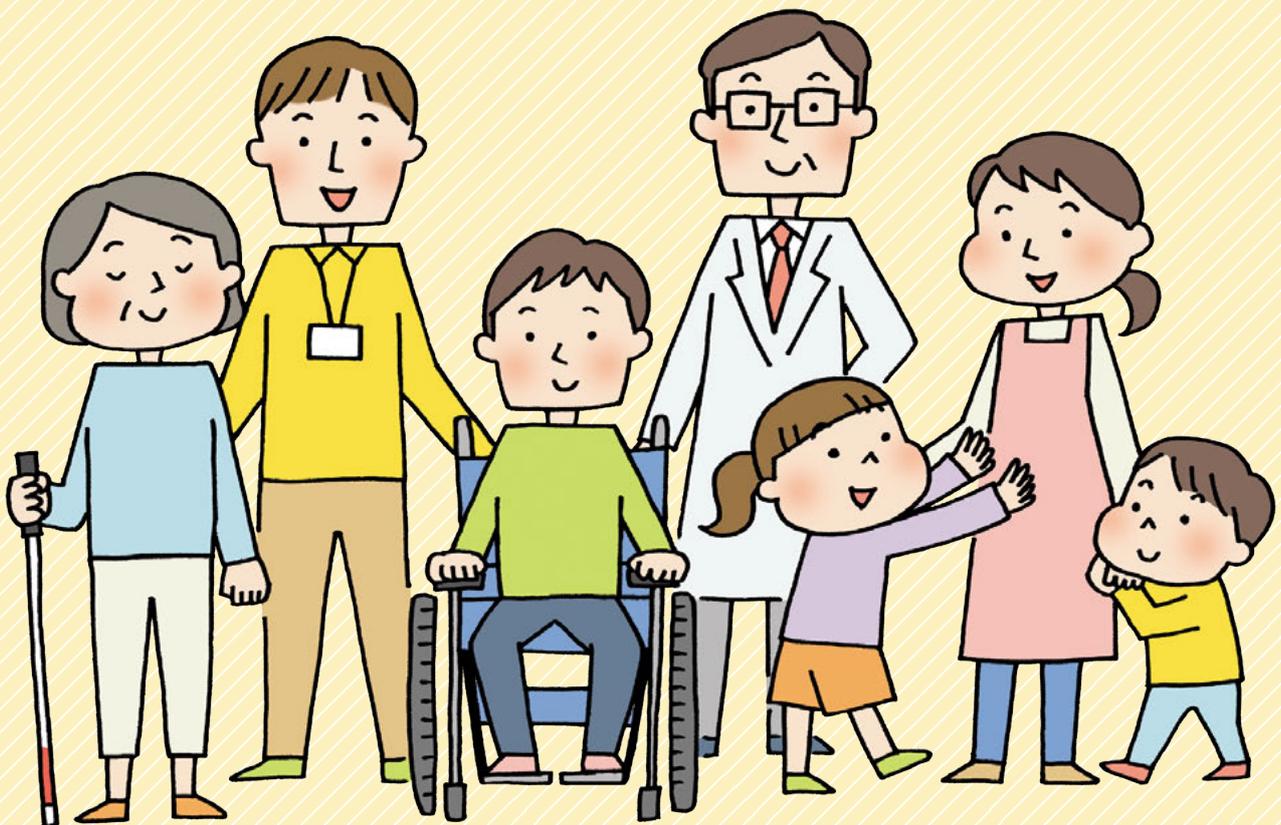


概要版

# 第3次橋本市障がい者計画

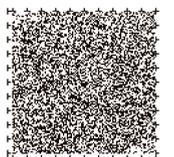
## 第7期橋本市障がい福祉計画

### 第3期橋本市障がい児福祉計画



令和6年3月  
橋本市

[音声コード]  
概要版の内容を音声で  
聞くことができます。無  
料アプリ「Uni-Voice」  
に対応しています。音声  
のご案内は、ページをま  
たいでのご案内となる  
箇所もあります。



## 計画策定の趣旨

国においては、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成28年の「障害者差別解消法」施行など障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がいのある人のいる家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

このたび、平成27年9月策定の「第2次橋本市障がい者計画・第4期橋本市障がい福祉計画」、令和3年3月策定の「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨、障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第3次橋本市障がい者計画及び第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画」を策定します。

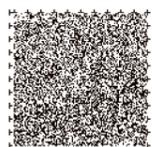
## 計画の位置づけと期間

本計画は「第2次橋本市長期総合計画」を最上位計画とし、さらに「第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい者福祉分野の個別計画として「橋本さわやか長寿プラン21」「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」「健康はしもと21」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と連携のとれたものとします。

「第3次橋本市障がい者計画」の計画期間は令和6年度から令和14年度までの9年間とします。また、「第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。今後、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行います。

### ■計画の期間

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
障がい者計画	第3次計画								
障がい福祉計画	第7期計画		第8期計画			第9期計画			
障がい児福祉計画	第3期計画		第4期計画			第5期計画			



## 計画の基本理念



すべての人が、お互いを尊重し  
いきいきと安心して暮らせるまち 橋本

障がいのある人が自ら望む生活を「自分で選び」、「自分で決める」ことができる環境整備を進め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現させるためには障がいの有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重し合い、さらには地域で役割をみつけ、活躍できる地域共生社会の実現が望まれています。本計画は、「ノーマライゼーション」の理念に基づき一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら誰ひとり取り残されない共に生きる社会の実現をめざし、基本理念を定めます。

## 計画の基本目標

### 基本目標1 理解促進により共生社会を実現する

障がいのある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障がいのある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に係る意識啓発を行い、障がいへの理解の推進や市民が福祉に興味・関心を持てるような取組を推進します。

### 基本目標2 地域で自立した生活を支える

障がいのある人が自己決定と自己選択に基づき、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度等の権利擁護の取り組みや経済的な支援、相談体制づくりを推進します。

### 基本目標3 保健・医療・福祉サービスの充実を図る

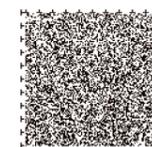
障がいのある人やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。

### 基本目標4 教育や就労・社会参加を実現する

一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう、療育・教育から就労まで切れ目のない一貫した支援を図ります。

### 基本目標5 安心できる生活環境を整備する

障がいのある人だけでなく、市民全員にとって住みよい生活環境の整備に向け、ハード面・ソフト面両面のバリアフリーを推進し、福祉のまちづくりを目指します。



# 障がい者計画の施策展開

基本目標実現に向けて、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための総合的な施策を展開します。

## 基本目標1 理解促進により共生社会を実現する

施策内容



### 1. 意識啓発・広報の推進

合理的な配慮の不提供や不当な差別的取り扱いが解消される社会に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を行っていきます。

#### 取組内容

- 広報紙等による情報提供
- 啓発媒体の充実
- 人権相談・指導体制の強化

### 2. 福祉教育の充実

小中学校等の学校教育において、障がいや障がいのある人への理解を深める教育を推進し、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

#### 取組内容

- 学校教育における理解促進
- 福祉体験教育機会の拡充
- 社会教育における福祉教育
- 各種行事による交流促進

### 3. 福祉に携わる人材の育成・確保

障がい福祉サービスの質の確保・向上に向けて、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。

#### 取組内容

- 手話奉仕員の確保・養成
- ボランティア・住民参加型活動の促進
- 専門従事者の確保・養成
- 研修等の参加促進

## 基本目標2 地域で自立した生活を支える

施策内容



### 1. 相談・情報提供の充実

相談窓口の周知及び相談体制の充実を図り、相談者が相談しやすい場づくりや多様な相談方法等一人ひとりに合わせた相談支援に努めます。

#### 取組内容

- 相談支援の充実
- 包括的な相談支援体制の強化
- 障がい者相談支援事業の充実
- 当事者による相談の充実
- 相談窓口の周知と対応の充実

### 2. 経済的支援の推進

生活や医療に係る費用の負担を軽減し、障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促します。

#### 取組内容

- 年金制度や各種手当の利用促進
- 割引・減免等制度の利用
- 生活福祉資金貸付制度等の利用の促進
- 医療費の助成

### 3. 権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別を解消し、障がいのある人の権利を守るため、相談支援事業を中心とした権利擁護の体制づくりを進めます。

#### 取組内容

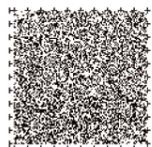
- 権利擁護施策の促進
- 虐待の防止及び早期対応
- 緊急の対応並びに再発の防止

### 4. 障がいのある人を支える家族への支援の充実

障がいのある人を支える家族の悩みごとや困りごと等の不安解消に向け、家族同士が交流し、情報交換できる場づくりを進めます。

#### 取組内容

- 障がいのある子どもやその家族に対する相談の充実
- 障がいのある人を支える家族同士のネットワークづくりの推進
- レスパイトケアの充実



## 基本目標3 保健・医療・福祉サービスの充実を図る

施策内容



### 1. 障がい者保健対策の推進

乳幼児に対する健康診査等の実施により、障がいを早期発見し早期療育につなげます。

#### 取組内容

- 乳幼児健康診査等の充実
- 成人保健対策の充実
- こころの健康づくり対策

### 2. 障がい者医療サービスの確保

保健・医療・福祉関係機関の連携や情報共有により、支援がとぎれることがないように継続的に関わり、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。

#### 取組内容

- 地域リハビリテーション体制の充実
- 難病患者の保健医療の充実
- 精神障がいのある人の医療の充実

### 3. 福祉サービスの充実

障がいのある人やその家族の意向・状況を把握し、その人が望む日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの質と量を充実させます。

#### 取組内容

- 訪問系サービスの実施
- 日中活動系サービスの実施
- 居住支援・施設系サービスの実施
- 意思疎通 支援の充実
- 地域生活支援拠点等の整備
- 訪問入浴サービスの充実

## 基本目標4 教育や就労・社会参加を実現する

施策内容



### 1. 療育・教育の充実

障がい児が障がいの特性や程度に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を進めます。

#### 取組内容

- 保育環境の整備
- 早期療育体制の整備
- 共に育つ学校教育の充実
- 教育環境の整備

### 2. 雇用・就業の促進

障がい者雇用に係る各種助成制度等が浸透するよう、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携しながら、事業主等に対して周知・啓発を行います。

#### 取組内容

- 障がい者雇用に係る制度の周知と啓発
- 雇用・労働施策との連携強化
- 就労の促進
- 行政における雇用の創出

### 3. スポーツ・文化活動の促進

スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加促進を図るため、大会・イベント等の情報と体験の機会を提供します。

#### 取組内容

- 学校外活動・社会教育の充実
- スポーツ・レクリエーション活動の推進

## 基本目標5 安心できる生活環境を整備する

施策内容



### 1. 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と情報提供等のソフト面の両面からバリアフリー化を推進します。

#### 取組内容

- 福祉のまちづくりの推進
- 都市基盤（公共施設）の整備・充実
- 住宅改造への支援
- 移動手段の整備・充実

### 2. 防災・安全対策の強化

障がいのある人の状況や障がい特性に応じた防災・防犯対策を適切に実施できるよう、施設従業員の知識向上や地域における防災体制づくり等の支援体制を強化します。

#### 取組内容

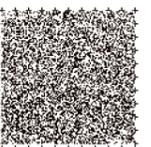
- 防災対策の推進
- 防災情報の的確な提供
- 地域防災体制の整備
- 障がいのある人の消費者被害の防止

### 3. 行政サービス等における配慮の推進

障がいのある人に対する市職員の理解の促進等、障がいの特性に応じた対応に努めます。

#### 取組内容

- 障がいのある人に対する市職員の理解の促進等
- 合理的配慮
- 情報保障の充実



## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的視点



### 1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの状況に関係なく、障がいのある人が自らの意思で選択し必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

### 2 地域への移行促進や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の整備・充実を図ります。

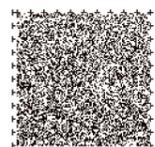
障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。



### 3 共生社会実現のためのバリアフリー化の促進

すべての人が支え合い、共に生活する社会の実現のため、障がいに対する正しい理解を進めるための啓発や交流活動により、心のバリアフリーを進めるとともに、社会生活を制約する物理的障壁の除去にも努めます。

ソフト・ハード両面にわたるバリアフリー化を図ることで、だれもが安全でくらしやすいまちづくりを推進します。



## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

基幹相談支援センターをはじめとした相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域定着に必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

### 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの機能について検討を図ります。

精神障がいのある人の家族に対する支援の充実に向け、関係者の協議の場として橋本・伊都地域自立支援協議会精神保健ネットワーク部会を活用し、検討を進めます。

### 3. 地域生活支援の充実

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

### 4. 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

### 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

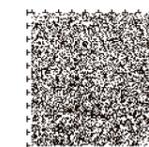
障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制の強化に取り組みます。

### 6. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

### 7. 障がい福祉サービス等の質を向上

障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。



# 計画推進に向けて

## 1. 市内の連携体制

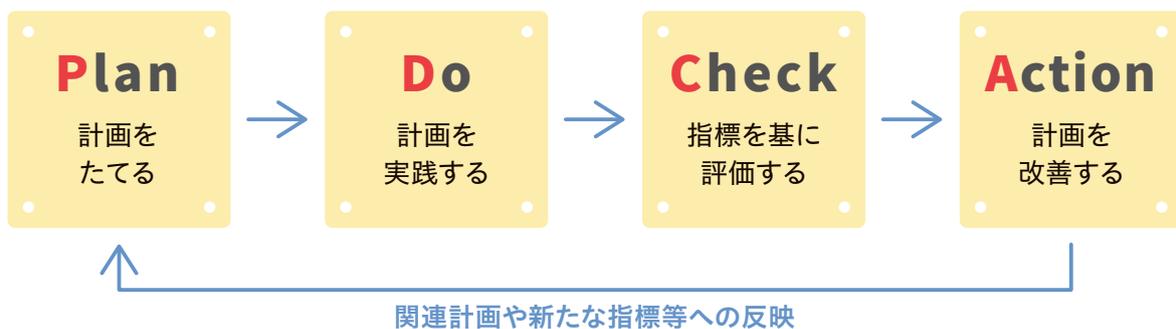
障がい者施策の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療、都市計画等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。市内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進します。

## 2. 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めるとともに、近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、協力しながら施策を推進します。さらに、障がい福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら障がい者施策を推進します。

## 3. 進捗状況の管理

市としての確に進行管理を行うとともに、障害者施策推進協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。また、計画期間中に障がい者施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。



### 第3次橋本市障がい者計画及び 第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画【概要版】

発行：橋本市 編集：橋本市 保健福祉部 福祉課  
〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
TEL:0736-33-1111(代) FAX:0736-32-2515

